



# 情報通

2015 . April 4月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

## 「マイナンバー制度セキュリティ対策ソリューション展示会・相談会」参加報告

東京税理士会情報システム委員会 菅沼 俊広

### 展示会・相談会会場模様

2月19日(木)、標記展示会・相談会に細田情報システム委員長、奥澤副委員長、坂本副委員長他総勢9名で参加してきました。

会場は恵比寿のビルの一室で出店社数25社と比較的小規模な展示会でした。当日は14時より会場内の展示製品を見ました。

展示製品は50以上あったのですが、ネットワークの監視・管理を中心とした製品が多く、残念ながら我々税理士が対象とする小規模事業所に適合した製品はあまり多く出展されていませんでした。

展示ブースでは、法人の担当者とお出展者との間で説明を聞いているというよりも商談のように感じるところも多く見かけられました。また、会場中に「ログ管理」とか「行動記録」という言葉が飛び交っていました。1～2個安価で必要最低限の監視・管理ができそうな製品もありましたので、情報システム委員会で検証などができればと思います。主催者が発行・配布していた「マイナンバー制度セキュリティソリューション解説」の小冊子は、番号制度と民間事業者のガイドライン、安全管理措置についてわかりやすく解説されており、有用と思われました。

今回の展示の内容は、民間事業者のガイドラインの4つの安全管理措置のうち技術的安全管理措置(アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止)に焦点をあてたものとなっており、アクセス管理ソリューション、認証ソリューション、不正アクセス防止ソリューション、情報漏えい対策ソリューション、開発検証支援ソリューション毎に製品が展示されていました。

### マイナンバーの安全管理措置

マイナンバーは、税、社会保障、災害対策のみに利用可能なものですが、我々税理士や顧客企業は、税務申告や社会保険の申請等で従業員等のマイナンバーを扱う「個人番号関係事務実施者」となっており、マイナンバーの取り扱いに際して「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に従った安全管理措置を講じることが求められています。

安全管理措置は、人や組織体制に関する「人的安全管理措置」「組織的安全管理措置」物理的な盗難防止や入退管理に関する「物理的安全管理措置」と上述のアクセス管理に関する「技術的安全管理措置」の4つがあり、必要かつ適切な管理措置を講じることが必要とされています。

我々税理士や我々の顧客企業は、従業者数もそれほど多人数ではなく、当面マイナンバーを使用する事務も税務会計と人事、社会保険業務に限定されているため、高価なネットワーク監視・管理機器やソフトを導入する必要はあまりないと考えられます。

「技術的安全管理措置」は4つの安全管理措置の中で最もわかりにくいものですが、要はマイナンバーを取り扱う人や物を限定して誰がいつマイナンバーを事務処理の中で取り扱ったかを明確にしておけばよいというものです。

### 税理士事務所の技術的安全管理措置例

税理士事務所における最も簡単な技術的安全管理措置の一つとして、電子申告を使用し、マイナンバーを記載する申告書等については、マイナンバー無しで作成し、申告書を提出する際にのみマイナンバーを記載し、申告後はマイナンバーを削除して保管する、という方法が考えられます。

このような手順で行えば、マイナンバーを扱うのは通常、所長税理士のみで済み、所長税理士のコンピュータへのアクセス管理だけを行えば済むこととなります。この方法では、マイナンバーを記録したデータベースは所長税理士のコンピュータのみに保存が必要となり、そのデータベースの管理方法を検討する必要がありますが、職員管理等を考慮すれば、管理的には最も簡単な方法と考えられます。

要は、マイナンバーを扱う人や物をできるだけ少なくすることが重要なのです。取り扱う人や物を最小限にとどめれば、高価な機材を新たに導入することは必要とされませんので、情報収集をよく行うことが大切です。

### 日本税理士会連合会の対応

なお、人や組織体制に関する「人的安全管理措置」「組織的安全管理措置」や委託の扱いについては、日本税理士会連合会で税理士向けのマイナンバー対応ガイドラインや顧問契約の雛型等(税理士は税務会計業務の委託を受けることになるため、委託契約の内容に秘密保持義務、事務所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込むことが必要とされます)が検討されており、近日中に公表が予定されていますので、この情報も早めに入手しておくことが重要です。

一般社団法人日税連税法データベース・東京税理士会情報システム委員会共催



### TAINS研修会開催のお知らせ

税務相談の解決、税務調査に備えた判決情報の閲覧等、税理士が自分で問題を解決するための情報源として、TAINS(税理士情報ネットワークシステム)の重要性は高まっております。この研修会では、TAINSに収録されている判例を読み解きます。下記日程等をご確認いただき、受講を希望される方は、右記申込票に必要事項をご記入いただき、4月17日(金)までに本会事務局業務課宛FAXでお申込み下さい。

■テーマ：①「消費税トラブル事例の検討」

②「税理士業務と情報セキュリティ」

■講師：① 熊王 征秀 氏(武蔵野支部)

② 菅沼 俊広 氏(中野支部/情報システム委員会委員)

■日時：平成27年4月22日(水)午後2時～5時

■会場：東京税理士会館2階大会議室

■定員：200名 ■受講料：無料

### TAINS研修会 受講申込票

東京税理士会事務局業務課 行

氏名		
登録番号	所属	支部
電話番号		
FAX番号		

送信先FAX番号：03-3356-4469

※受付後、本会事務局より受講票をFAXでお送りします。

※当日は研修履歴カードをお持ち下さい。